

令和 7 年第 2 回大台町議会定例会 提出議案概要



令和 7 年 6 月

報告第3号 令和6年度大台町一般会計繰越明許費繰越計算書について

【理由】

繰越明許費の繰越額やその財源内訳等の確定について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により議会に対し報告を行うもの。

【内容】

別添「令和6年度大台町一般会計繰越明許費繰越計算書」をご参照ください。

報告第4号 令和6年度大台町生活排水処理事業会計予算繰越計算書について

【理由】

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づき、令和7年度に繰り越して使用することとした、令和6年度大台町生活排水処理事業会計予算の資本的収支予算について、同法同条第3項の規定により議会に対し報告を行うもの。

【内容】

別添「令和6年度大台町生活排水処理事業会計予算繰越計算書」をご参照ください。

議案第 37 号 令和 7 年度大台町立小中学校校務用パソコン購入売買契約の締結について

【契約の概要】

事業名：令和 7 年度大台町立小中学校校務用パソコン購入

入札日：令和 7 年 5 月 28 日（指名競争入札）

契約額：82,500,000 円

相手方：株式会社 ミエデン（三重県津市）

納入期限：令和 7 年 9 月 30 日

【理由】

大台町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年条例第 46 号）第 3 条の規定では、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、「議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 700 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い」と規定されていることにより、議会の議決を求めるもの。

【内容】

町内の小中学校の教職員が使用する校務用パソコン 175 台について、使用開始から 7 年が経過しているため更新するもの。

議案第38号 GIGAスクール端末購入（iPad）売買契約の締結について

【契約の概要】

事業名：GIGAスクール端末購入（iPad）

企画提案コンペプレゼンテーション審査日：令和7年3月5日

契約額：29,986,000円

相手方：株式会社松阪電子計算センター（三重県松阪市）

納入期限：令和7年10月31日

【理由】

大台町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第46号）第3条の規定では、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、「議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い」と規定されていることにより、議会の議決を求めるもの。

【内容】

町内の小中学校の児童生徒及び教職員が使用するiPad580台について、購入から5年が経過しているため更新するもの。

今回のGIGAスクール端末購入は、大台町と三重県GIGAスクール構想推進協議会との間で締結した共同調達に関する協定書に基づく、随意契約による契約であり、去る令和7年3月5日、三重県において企画提案コンペプレゼンテーション審査を行った結果、株式会社松阪電子計算センターが最優秀提案者となった。

この結果により、29,986,000円で株式会社松阪電子計算センターと売買契約を締結するもの。

議案第 39 号 千代・柳原辺地に係る総合整備計画の策定について

【理由】

本整備計画については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項に基づき、議会の議決を求めるもので、この計画に基づいて実施する公共的施設の整備については、同法の適用を受け、特定財源等を除く事業費の地方負担額に対して、辺地対策事業債の借入りが同意され、元利償還額の 80% が地方交付税に算入される。

【内容】

令和 7 年度に実施する町道千代下出線排水改良工事 1, 500 千円の財源に、1, 500 千円の辺地対策事業債を充当する計画である。

議案第 40 号 神滝・滝谷辺地に係る総合整備計画の策定について

【理由】

本整備計画については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項に基づき、議会の議決を求めるもので、この計画に基づいて実施する公共的施設の整備については、同法の適用を受け、特定財源等を除く事業費の地方負担額に対して、辺地対策事業債の借り入れが同意され、元利償還額の 80% が地方交付税に算入される。

【内容】

令和 7 年度に実施する町道久保井戸線舗装工事 1, 400 千円の財源に、1, 400 千円の辺地対策事業債を充当する計画である。

議案第 4 1 号 大台町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

【改正理由】

国では福祉医療費助成の受給資格情報をマイナンバーカードに紐づけることで、医療機関や薬局側がマイナンバーカードから受給資格情報を閲覧できるシステム整備を進めている。このことで、福祉医療費の受給資格がある町民が、今後、医療機関等を受診する際に、マイナンバーカードのみを提示することで医療費助成を受けることが可能となる。

その際に、医療機関等の窓口での受給資格証の提示が不要となることから、受給資格証の取扱いについて所要の改正を行うもの。

【改正内容】

第 7 条に次のただし書を加える。

ただし、受給資格者が受給資格証に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いて、保険医療機関等が受給資格情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

【施行期日】

公布の日

議案第 4 2 号 大台町集落生活改善センター条例の一部改正について

【改正理由】

大台町公共施設個別施設計画に基づき自治会へ譲与等を行う集落生活改善センター（地区集会所）の一部施設について、公の施設としての位置づけを廃止するため、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

対象施設

- ・ 下新田集会所 ⇒ 日進放課後児童クラブ館として位置付け（議案第 43 号）
- ・ 佐原集会所 ⇒ 地元自治会へ譲与予定

【施行期日】

令和 7 年 7 月 1 日

議案第 4 3 号 大台町放課後児童クラブ施設条例の一部改正について

【改正理由】

現在、大台町民体育館で行っている学童保育事業を、下新田集会所で実施する計画に伴い、下新田集会所を日進放課後児童クラブ館として位置付けるため、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

第 2 条 施設の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

名称	位置	定員
三瀬谷放課後児童クラブ館	大台町佐原 112 番地 3	40 人
<u>日進放課後児童クラブ館</u>	<u>大台町新田 279 番地 4</u>	<u>40 人</u>

【施行期日】

令和 7 年 7 月 1 日

議案第 4 4 号 令和 7 年度大台町一般会計補正予算（第 2 号）

**議案第 4 5 号 令和 7 年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 1 号）**

議案第 4 6 号 令和 7 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

別冊「令和 7 年度 補正予算説明資料（第 2 回定例会）」をご参照ください。